

造血細胞移植後

任意予防接種費用助成事業のご案内



水巻町では、小児がんなどの治療のため造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）などの医療行為により、医療行為前に接種した予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意でワクチンの再接種を行う人に対し、接種費用を助成しています。

対象者

次のすべてに該当する人

- 水巻町に住所を有する20歳未満の人（接種を受ける日に水巻町に住所がある）
- 造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種（A類疾病）の免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める人

対象となる予防接種

過去に予防接種法に基づいて移植前に接種した定期予防接種（A類疾病）令和6年4月1日以降の再接種であること

留意事項

この予防接種は任意接種のため、健康被害を生じた場合は「独立行政法人医薬品医療機器総合救済制度」による救済の対象となります。申請に必要な手続きについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構にお問い合わせください。（0120-149-931）

手続きの流れ

**※必ず接種前に申請してください
(申請前に接種した場合は、助成の対象外となります。)**

- 1 利用申請
①認定申請書（様式第1号）
②医師による意見書（様式第2号）
③母子健康手帳など定期予防接種ワクチンの接種履歴が確認できるもの
- 2 認定の通知
申請内容を審査し、町から認定通知を送付します。
- 3 医療機関で接種
認定通知書を医療機関に提示し、ワクチン接種を受けます。
接種費用を医療機関に全額支払う。
- 4 助成金の請求
①申請書兼請求書（様式第5号）
②領収書（接種日・ワクチン種類など記載しているもの）
③接種済証または予診票の写しなど
④通帳の写し（振込先が確認できるもの）
※ただし、助成の金額は、接種年度における遠賀中間医師会との間で締結した予防接種単価のうちいずれか少ない額となります。
- 5 交付（不交付）決定通知
申請内容を審査し、町から交付（不交付）決定通知を送付します。

申請書等書類は、ホームページ又は健康課窓口にあります。



問合せ・申請先
水巻町健康課（いきいきほーる）
住所 水巻町頃末南 3-11-1
TEL 093-202-3212